

9 酒 税

統計表を見るに当たって

- 1 この章の統計表は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成14年4月30日までの申告又は処理による課税実績を示したものである。
- 2 酒類とは、アルコール分1度以上の飲料（アルコール専売法の規定の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類されている。
種類は、①清酒、②合成清酒、③しょうちゅう、④みりん、⑤ビール、⑥果実酒類、⑦ウイスキー類、⑧スピリッツ類、⑨リキュール類及び⑩雑酒である。

酒		税		の		税		率			
(1kℓ当たり)											
清	酒	アルコール分	15度				140,500円		
合	成	清	酒	アルコール分	15度		79,300円		
し	ょ	う	ち	ゅ	う	アルコール分	25度	248,100円	
み	り	ん	アルコール分	13.5度			21,600円		
ビ	ー	ル						222,000円		
果実酒類											
	果	実	酒					56,500円		
	甘	味	果	実	酒	アルコール分	12度	98,600円	
ウ	イ	ス	キ	ー	類	アルコール分	40度	409,000円	
ス	ピ	リ	ツ	類	アルコール分	37度	367,188円		
リ	ク	ー	ル	類	アルコール分	12度	119,088円		
雑酒											
	発	泡	酒	麦芽25%未満のもの			105,000円		
	粉	末	酒					320,500円		
	そ	の	他	の	雑	酒	アルコール分	12度	98,600円